

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**町県民税・森林環境税の納税通知書を送付します**

本年度の町県民税・森林環境税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き

落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・公的年金の年額が18万円未満の場合
- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

**●町県民税の減免について**

本町の町県民税の納税義務者の方で下表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。

申請には申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要が必要です。

また、森林環境税についても免除となる場合があります。詳細は、お問合せください。

**問合せ先 役場 税務課**

内線 175・176

**町県民税の減免対象者と申請に必要な書類**

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)
当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、75万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) ・学生証・在学証明書(卒業の方には卒業証書)のコピー
雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が210万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) ・雇用保険受給資格者証
前年の合計所得金額が210万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) ・本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が210万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	・申請者(相続人)の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) ・り災証明書

## 町税等が納付できるスマートフォン決済アプリが増えました

令和3年度よりスマートフォンなどからアプリを利用して納付できるようになりましたが、令和6年4月から新たにd払いからも納付が可能となりました。

詳しい利用方法や注意事項については町ホームページをご確認ください。



詳細はこちら

### ●納付できる町税等

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所運営費保護者負担金

### ●利用できるスマートフォン決済アプリ

アプリ名	令和6年4月から 利用可能	現在利用可能				
	d払い (ディーバライ)	auPAY (エーユーペイ)	FamiPay (ファミペイ)	LINEPay (ラインペイ)	PayPay (ペイペイ)	PayB (ペイビー)
アプリの ダウンロードは こちらから						

<b>問合せ先</b>	税金の納付について	役場	収納課	内線120
	介護保険料について	役場	長寿支援課	内線115
	後期高齢者医療保険料について	役場	保険医療課	内線171
	保育所運営費保護者負担金について	役場	子育て支援課	内線167

## 木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご利用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



**問合せ先** 役場 都市整備課 内線164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅</li> <li>在来軸組構法または伝統構法(桝組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く)</li> <li>2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む)</li> <li>現に人が住んでいる住宅</li> </ul>	無料
木造住宅 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること</li> </ul>	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、判定値0.4未満であること</li> <li>申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること</li> </ul>	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅除却 (解体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、判定値1.0未満であること</li> </ul>	費用の3分の2の額 (上限20万円)